

マンガでわかる!
健保のしくみ



被扶養者の 異動届を 忘れていませんか?

就職して新たに他の健康保険の被保険者資格を取得した場合、異動届の提出が必要です。また、被扶養者になるには、75歳未満で被保険者の3親等内の親族であることに加え（一部に同居条件あり）、主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。

健保組合の被扶養者資格は「家族だから」だけでは認められません

被扶養者となるための収入基準は、対象のご家族の年間収入が130万円（60歳以上または障害厚生年金を受けることのできる程度の障害者の場合は180万円）未満で、同居の場合は被保険者の収入の2分の1未満であること、別居の場合は被保険者の仕送り額より少ないことです。この年間収入は、過去1年間の実績の収入ではなく、今後1年間の見込みの収入であることにご注意ください。

また、配偶者（内縁可）、子、孫、兄弟姉妹、父母など直系尊属以外の場合は、同居が条件となります。

どのような場合でも、主として被保険者の収入によって生活していることが前提条件です。なお、被扶養者として申請できる被保険者が複数いるケースもありますが、その場合は、主にどの被保険者の収入によって生活しているかを踏まえ、判断されます。

健保組合は、毎年、被扶養者資格を確認しています

健保組合は、法令（健康保険法施行規則第50条等）に基づき、毎年、被扶養者資格の確認を行っています。本来、被扶養者資格のない人が加入したままになっていると、健保組合にとって重い負担となっている高齢者医療への納付金が多く算出され、不要な支出をすることにもつながります。

みなさんの保険料を適正に使用するため、ご家族が被扶養者資格を喪失された際は、すみやかに健保組合へ届け出るとともに保険証を返却してください。



マンガ/佐藤真冬